

令和 8 年 度

上 里 町 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第 号

令和8年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和8年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	13,858 戸	
(2) 年 間 給 水 量	3,388,000 m ³	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	9,282 m ³	
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
イ 配水管布設工事等	118,370 千円	
ロ 老朽管更新事業	59,800 千円	
ハ 浄水場更新工事	626,720 千円	(継続費による通次繰越分を含む)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		566,773 千円
第 1 項 営 業 収 益		421,666 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		145,106 千円
第 3 項 特 別 利 益		1 千円
支 出		
第 1 款 事 業 費		597,674 千円
第 1 項 営 業 費 用		540,532 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		51,142 千円
第 3 項 特 別 損 失		2,000 千円
第 4 項 予 備 費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,831千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,435千円、過年度分損益勘定留保資金28,021千円及び当年度分損益勘定留保資金138,375千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	506,550 千円
第 1 項 企 業 債	466,000 千円
第 2 項 補 助 金	300 千円
第 3 項 負 担 金	40,250 千円

支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	715,381 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	525,565 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	189,816 千円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業 老朽管更新・ 配水管布設工事等 浄水場更新事業	466,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
計	466,000			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 64,424 千円

(2) 交 際 費 10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、5,859千円と定める。

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 消火栓等に要する経費 2,256 千円

(2) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 540 千円

(3) 物価高騰対策水道基本料金等減免に要する経費 100,673 千円

令和8年3月 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一